

平成 26 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

刑 法 問 題 紙

A日程

平成 25 年 9 月 1 日

15 : 15～16 : 45 (90 分)

(120 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 刑法の問題紙は 1 ページのみである。
3. 解答用紙は、問題 1 と問題 2 の 2 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 1 (60 点)

某日夕方、甲が散歩していると、日頃から甲に怨みをもつAと遭遇し、棍棒を手にしたAに殴りかかられた。甲は、Aの攻撃をかわして逃走し、身を隠すために、すぐ先の角を曲がったところにあった乙宅に飛び込んだ。ところが、居間でくつろいでいた乙は、突然侵入してきた甲に驚くと同時に憤慨し、「何だ、お前は。」と言って甲を捕まえて、玄関から外に押し出した。甲は事情を話そうとしたがその間もなく、路上に放り出されてしまった。ちょうどそこにAがやって来て、甲は棍棒で殴られ気絶させられた。甲、乙の罪責を論ぜよ。

問題 2 (60 点)

甲は、A週刊誌の記者であるが、横領の特集記事を担当し、「B会社の代表取締役Vが、手当たり次第、会社業務と関係のないレシートを会社に持ち込んで現金化するなど、公私混同のかぎりをつくした。」との記事を掲載した。この記事が掲載されたのは、Vが、甲の掲載した事実に関して業務上横領罪で起訴され、第1審で有罪判決の言渡しを受け、控訴を申し立てていたときであった。甲は、Vの横領に関する事実を、独自に詳細な調査を行ったわけではないが、第1審判決の事実認定が正しいと考え、その内容に即して本件記事を作成したのである。その後、Vは、本件事件に関する控訴審判決で無罪となり、裁判は確定している。甲の罪責を論ぜよ。